

定時見積参加者心得

1 見積り

- (1)見積書提出期限を厳守してください。
- (2)見積書には、日付・代表者名・物件名等を鮮明に表示し、記載事項の漏れのないようにしてください。
- (3)見積書の金額はアラビア数字で、記載してください。
- (4)見積書を封入する封筒には、次のとおり記載してください。
- (5)くじ番号欄に3桁の数字を記載してください。

(表)見積書在中

(裏)

宛	先	松阪市長
件	名	〇〇〇〇
社	名	△△△△



2 無効見積り

次の各号の一に該当する見積りは無効とします。

- (1)見積者が同一事項の見積りに対し、二以上の見積りをしたとき。
- (2)見積書の金額、代表者名、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい見積り又は金額を訂正した見積りをしたとき。
- (3)見積者が提出期限までに見積書を提出しないとき。
- (4)前各号に掲げるもののほか、見積りに関する条件に違反したとき。

3 見積辞退について

見積書を提出した者は、見積書提出期限日の午後3時までは、いつでも見積を辞退することができる。

なお、見積の辞退は、原則として事前に見積辞退届により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により辞退を届け、後日見積辞退届を提出すること。

4 その他

- (1)仕様書等に関する質問については、質問締切日午後4時30分までに質問を申し出ること。
- (2)見積書開封時には、立ち会うことができる。